

【 投薬 】

555 トラフェルミン（切創等）の算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するトラフェルミン（フィブラストスプレー）の算定は、原則として認められない。

- (1) 切創
- (2) 擦過傷

○ 取扱いを作成した根拠等

フィブラストスプレーの添付文書の作用機序に「血管新生作用や肉芽形成促進作用等を示すことにより、褥瘡、皮膚潰瘍に対して治療効果を示す。」旨記載されている。

切創は組織が離断された創をいい、通常皮膚欠損を伴わず、一次縫合等により創閉鎖が可能である。擦過傷は皮膚の表皮組織が剥離した状態をいい、程度により真皮に達する場合もあるが、一般的には軽微な損傷と整理される。

以上のことから、上記傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。